魏書西域傳原文考釋（上）

內田吟風

中國正史の一である魏書（北齊・魏收撰）の西域傳は、他の若干の紀傳志（計二十六卷）と同樣、唐宋の間に散逸してしまったため、現行の魏書西域傳は、宋代に魏書を版行するに當って北史西域傳（唐・李延壽撰）の中より、後魏時代の部分を抽出し、それに帝諡を廟號に戻す等の若干の小變改（復原）を加え、これをもって魏書西域傳としたものに過ぎぬ。そのことは、現行本魏書西域傳の卷尾に

魏收書西域傳亡。此卷全寫北史西域傳。而不錄安國以後云々（この卷末校語は何人の手になったものか。宋・劉恕が嘉祐六年魏書を校讎せるときのこととして、序錄に「其書（魏書）亡逸、不完者無慮三十卷。今各疏于逐篇之末」と云えれば、現行本魏書卷末の後語は一應劉恕の所記であると解されるが、確證はない。しかし百衲本魏書（宋蜀大字本）の卷末に、すでに、この後語があることは、この後語が宋人の手になったものであることを示すものであろう）

と附記されているばかりでなく、實際に現行本魏書西域傳と北史西域傳とを對比通讀すれば誰人といえども直ちにこれを看取し得るであろう。且つ孫人龍・魏書西域傳考證に

罽賓國傳、都善見城。本書考靜紀、帝名善見。固應諱之。而此不辟者、以文因北史也

と云っている通り、後魏の諱字例より見ても、現行本魏書西域傳が收書原文でなく、一度、北史に轉用され、さらに北史より移錄されたもの（魏書→北史→現行魏書）であることは明白である。

この移錄補闕（北史→現行魏書）は恐らく宋の嘉祐六年（一〇六一）における史臣劉恕らによる殘缺魏書の校理の時に行われたものであろうが、明證はない。しかし、おそくとも、中興館閣書目ができ上った淳熙五年（一一七八）ごろまでに、たれ人かの手によって實行されたものと考うべきことは、すでに拙考「魏書の成立について」（東洋史研究二―六）第四章「魏書の補綴」の條において推論したところである。

さて、このように現行魏書西域傳は、收書原文でなく、北史西域傳の一種の移錄に過ぎないものであるが、然し本々北史全篇の後魏時代に關する記述は、大部分魏收魏書の轉載乃至は略記①であるから、移錄は決して不當なことではない。

①北史が魏書を主要材料としたことは北史序傳で北史撰者李延壽が、北史の骨子を魏齊周隋の各代正史に求めたとの意味のことを述べているばかりでなく、魏書（原著）と北史との兩書に並存している紀傳を對比すれば、一目瞭然である。北史西域傳が、諸國の距離を魏都の代（大同）よりのものを以って記していること、紀年・帝名にも一々魏の何々とせずに、單にその年時・帝名を直書していること等々より見ても、北史西域傳が魏收魏書西域傳を骨子として作られたものであることは明白である。このことは、また通典本注、太平御覽、太平寰宇記等に引用されて殘存している魏書西域傳の原文と、北史西域傳とが合致することからも裏付けられるのである。

要するに宋人が魏收魏書の亡逸を北史西域傳を以って補充したことは全く妥當であり、現在一般に歷史研究者がこの現行魏書西域傳を以って魏收原著と殆ど同じものと認め、後魏時代の史料として使用しているのも亦それが故である。

しかし乍ら、今、この現行魏書西域傳を嚴密に觀察檢討すると、なお相當多くの魏收原文に非ざるものが、介入殘存していることが發見せられるのであって、從って、該傳は、そのままでは到底正確な後魏史料としては使用に堪えぬ部分が多數に存在するものと言わざるを得ぬのである。

卽ち㈠　北史西域傳は魏收書西域傳以外に、周書隋書より部分的採錄・合成をしている。從って北史該傳より魏收書西域傳を復原するには、これら後時代文獻を全部拂い落さねばならないのに、宋代に魏書を復元するに當って嚴密さを缺き、それがため、現行本魏書西域傳には周書・隋書の文が相當數殘存している。

例えば西域諸國と長安間の距離を示す記事は周書の文であり、諸國と瓜州突厥との間の距離を示す記事は、明らかに隋書の文であるに拘らず、現行本西域傳は、この種の記事を多く殘している。特にこの點については、船木勝馬「魏書西域傳考」（東洋史學二―五）が精密

な考證を下している。

㈡　北史が收書を幾分後代知識を以って變改した點を、そのまま現行魏書西域傳は殘している。

例えば魏收原文は董琬の報告によって西域を三區域に分つ考えを記述していたに相違ないのに、李延壽が北史編纂時に當り後代知識によりて、これを四區域に改作したのを、現行魏書該傳はそのままにし、四域にしている。

㈢　北史からの移錄なのに、北史と現行魏書との間に若干の文字の相違ができている。どちらが收書の原文を傳えているのか、決定する必要がある。

例えば現在の北史には宋以後における傳寫の誤が生じており、宋代において北史より移錄して補充した現行本の方が寧ろ收書の原形を傳えていると思われるものがある。一例をあげれば、魏書自序は早く散亡して、現行魏書は宋代に於て、北史魏收傳によりて補ったものであるが、その後北史該傳には脫誤が生じたと思われ、むしろ現行本魏書の方が、眞の魏收の原文に近いと考えられる箇所が出來ている（越縵堂讀史札記）。西域傳においても董琬の者舌遣使の箇所等は此の範疇に屬する。

㈣　通典・太平御覽・通鑑考異・太平寰宇記等に引用されて殘存している後魏書西域傳の諸章節は魏書原文と目さねばならぬが、これと現行魏書西域傳との異同を檢討し、それら佚存傳文によって復原する必要がある。

通典所引の後魏書の文が魏書原文であることは論をまたないが、宋代所撰の太平御覽・太平寰宇記・通鑑考異の諸書に所引の後魏書の條節もまた收書原本であることは殆ど疑ない。これらの諸書が盛んに北史西域傳を引用している中で、特に數條を「後魏書曰」として引用しているのは、當時〔少くとも散發的には〕殘存していた魏書原文の條節を引いたからと解さざるを得ない。疏勒國に關する條等は特にそのことを示している。御覽所引の後魏書太宗紀・同孝靜紀が、北史より移錄した現行本魏書のそれと異っていることは、上掲諸書所引の後魏書曰が魏書原文であったことを物語るものである。

後魏書・魏書を稱するものは、魏收魏書のほか、隋の楊素の魏書、唐の張太素の後魏書があるが、宋代これらの諸家魏書が行われず傳わらず、收書のみ獨り行われたこと直齋書錄解題等の記するところであり、上掲諸書所引の「後魏書曰」が魏收書であることは殆ど疑ない。强いてこれら所引後魏書を楊素張太素魏書であるやも知れずとしても、それならそれで上述の如き性格をもつ現行魏書西域傳と對比檢討を要することは當然であろう。

なお一言、言及して置くべきことは、このように現行本魏書西域傳が、後魏資料として問題を包藏するものであり、使

用上注意を要するものであるならば、むしろ該傳を史料に使用することを避け、いっそ、その補綴移錄の本源・材料であった《北史西域傳そのもの》を使用すれば足るではないかと云う考えが、起るかも知れないということである。①

①例えば中央民族學院研究部・歷代各族傳記會編（一九五九）が、魏書西域傳を收錄せず、北史西域傳のみを採錄しているのも、このような考えからであろう。（此書、史記漢書匈奴傳等には相當の詳註を加えているが、この北史西域傳に於ては殆ど僅少且つ機械的な校勘にのみ終始しているのは甚だ物足らぬ）

しかし云うまでも無く北史は魏齊周隋四代にわたる一種の通史であり、特に西域傳の如きは、一時期一個人のことを書した本紀、列傳と異り一國の傳中にこの四代のことを併記混記しているものであるから、これを「後魏史料」として使用せんとするに當っては、やはり當然、上にのべた如き《現行本魏書西域傳に對して行わねばならぬところの史料的檢討（上述(一)—(四)）と同樣の檢討》を、やはり北史西域傳に對しても、また必ず加えねばならぬことは云うまでもなかろう。

敍上の觀點より、以下、現行本魏書西域傳に對し、問題を含むと思われる條節につき逐條檢討を加えると共に若干の校證を加え、以て同傳の史料上の本質性格を明確ならしめようとするのが本論稿の目的である。このような檢討なくして魏書西域傳は勿論、北史西域傳でも、これを後魏史料として使用することは極めて危險であることを強調したいと思う。

列傳第九十　魏書一百三　　西域　　使用底本百衲本魏書（宋蜀大字本）。對校北史底本百衲本（元大德刊本）

1 a3 夏書稱、西戎卽序。班固云就而序之。非盛威武。致其貢物也。

漢書西域傳贊の「書〔禹貢〕曰西戎卽序。禹旣就而序之。非上威服、致其貢物也」なる班固の文を若干變改したものであるが、班固の記法を取り入れた魏書食貨志等の例より見て收書原文①に存した一節と目してよいであろう。

①魏書は魏收の歿後一年、武平四年、北齊後主の命により、史官の更撰が行われているけれども、このとき西域傳にも手が入れられたかどうかは不明である。しかしここでは北齊中にできた魏書原本はみな收書と呼んでおく。現行本魏書に對する、原（もと）の魏書の意味である。

1 a4 漢氏初開西域。有三十六國。其後分立五十五王。置校尉・都護、以撫納之。王莽簒位、西域遂絶。至於後漢、班超所通者、五十餘國。西至西海、東西萬里。皆來朝貢。復置都護・校尉、以相統攝。其後或絶、或通。漢朝以爲勞弊中國。其官時置、時廢。暨魏晉之後、互相呑滅。不可復詳記焉。

全文削除。隋書西域傳總序の魏徵の文と全く同じで（僅かに東西萬里と東西四萬里、不可復詳記焉と不可詳焉の差あるのみ）、明らかに李延壽が北史撰述に當りて隋書より採ったもので、收書の文に非ざること明らかである。收書の原文と思われる下段總序の董琬の報告として記されている「自漢時五十餘國、後稍相幷、至太延中爲十六國云々」の一節と重複するものを含み、一層この百餘字が收書の原文ではないことを示している。

1 b1 太祖初經營中原。未暇及於四表。既而西戎之貢不至。有司奏「依漢氏故事、請通西域、可以振威德於荒外。又可致奇貨於天府」。太祖曰「漢氏不保境安人、乃遠開西域、使海内虛耗、何利之有。今若通之、前弊復加百姓矣」。遂不從。歷太宗世、竟不招納。

收書の文であるが、なお北史が唐諱「民」を、「人」に改めたのを、その儘殘している。（通志西域序略が「不保境安民」としているのは、收書原文に據ったのか、北史の唐諱を復元したのか、にわかに斷定しがたい）なお他の紀傳を檢しても、道武明元時代、西域諸國との通交の事實はない。

1 b6 太延中、魏德益以遠聞西域。龜茲・疏勒・烏孫・悅般・渴槃陁・鄯善・焉耆・車師・粟特諸國王、始遣使來獻。世祖以「西域漢世雖通、有求則卑辭而來。無欲則驕慢王命。此其自知絶遠大兵不可至、故也。若報使往來、終無所益。欲不遣使」。有司奏「九國不憚遐嶮。遠貢方物。當與其進。安可豫抑後來」。乃從之。於是、始遣行人王恩生・許綱等、西使。恩生出流沙。爲蠕蠕所執。竟不果達。又遣散騎侍郎董琬高明等、多齎錦帛出鄯善。招撫九國。厚賜之。錯簡。九國の來貢は本紀に太延三年三月龜茲・悅般・焉耆・車師・粟特・疏勒・烏孫・渴槃陁・鄯善諸國各遣使朝貢とあって太延三年（四三七）のことである。しかして、この九國の來貢は、本紀の記述に基けば、その前年後魏が積極的に二十輩・六輩（說文・軍發、車百兩爲輩）の使節團を西派した結果と見ねばならないのに、本西域傳に九國來朝後、世祖

が通交を躊躇したとあるのは北史の錯簡より生じた矛盾と見ねばならぬ。傳文中に始遣行人王恩生、許綱等西使とあるに徴せば、散騎侍郎の官を有した王恩生（高昌傳）らは後魏が最初に派遣した太延元年五月の使節團の代表者であったことは明らかである。北史西域傳が收書を引載して錯簡をおかし、その錯簡がそのまま現行本魏書に傳ったものと見ねばならぬ。すなわち、元來の魏收の原文は次の如きものであったに違いない。（〔　〕内は説明のために附加したもの）なお、「通鑑考異」によれば、「後魏書は焉耆國（Agni 國、いまの Karashar 地方）をすべて烏耆國と記した」とあるので、すべてそのように復原せねばならぬ。烏は古音 a に近く、焉耆國は烏夷國（法顯傳）、阿耆尼國（大唐西域記）とも記されたことを思い合すならば、魏收が烏耆と記したのは極めて妥當な記述法である。

〔復原文〕

太延中、魏德益以遠聞西域。〔太延元年二月烏耆（Karashar）・車師（Yarkhoto）諸國各遣使朝獻（紀）〕世祖以「西域漢世雖通、有求則卑辭而來。無欲則驕慢王命。此其自知絶遠、大兵不可至故也。若報使往來、終無所益。欲不遣使」。有司奏「九國（二國の訛）不憚遐嶮、遠貢方物。當與其進。安可豫抑後來」。乃從之。於是、始遣行人王恩生・許綱等西使。〔「太延元年五月遣使二十輩、使西域（紀）」はこれに該當し、恩生らはその代表者であったと考えられる。〕恩生出流沙、爲蠕蠕所執、竟不果達。〔『詔行人王恩生、許綱等出使。恩生等始度流沙、爲蠕蠕所執。恩生見蠕蠕吳提。持節不爲之屈。後世祖切讓吳提。吳提懼。乃遣恩生等歸。許綱到敦煌病死（車師傳）」とあり、第一回西使派遣は失敗に終ったが、翌六月には鄯善、八月には粟特國（Sugdak Cremia）の入貢があり、後魏は翌「太延二年（四三六）八月遣使六輩使西域（紀）」と第二回の西使派遣を斷行した。下述董琬・高明の遠西派遣旅行が本紀に別に記せられていないこと、その他の前後の關係より見て、董琬はこの太延二年八月出發の第二回使節人團六輩の代表者であったと見ざるを得ない。

尙、從來、董琬の出發を九國入貢の太延三年三月後としたため、その旅行期間は僅か九ケ月と計算され、琬等は實際には烏孫まで行っていなかったのではないかと臆測されたのであるが、琬の出發は、このように前年の太延二年八月と目さねばならぬのである。烏孫傳に太延三年遣使者董琬等使其國とあるのは、三年に烏孫國に琬らが廻至したことを云ったものであり、これによって琬の

中國出發を三年であると見なすことはできない。」又遣散騎侍郎董琬、高明等多齎錦帛。出鄯善招撫〔龜茲・疏勒、烏孫、悅般、渴槃陁、鄯善、烏耆、車師、粟特〕九國。厚賜之。〔於是〕龜茲、疏勒、烏孫、悅般、渴槃陁、鄯善、烏耆、車師、粟特諸國王始遣使來獻。

收書の原姿は以上の如きものであったと考えられる。尙、この來貢、通交躊躇、王恩生派遣、その失敗、董琬派遣、九國來貢の時間的整理については船木勝馬「魏書粟特國傳をめぐる諸問題」（東洋大學紀要八）がすでに言及している。ただその矛盾の原因を魏收の過誤に歸しているが、自分は魏書→北史轉記時の錯簡と考える。

要するに「太延三年三月癸巳、龜茲（Kucha）・悅般（Yul-duz 及その西方に遊牧した民族）・烏耆（Agni カラシャール地方）・車師（Yarkhoto）・粟特（Sugdak クリミア半島）、疏勒（Kashgar）、烏孫（Naryn 流域）、渴槃陁（Garband タシュクルガン）、鄯善（Miran Charklik地方）諸國各遣使朝獻（紀）」とあって、かれらが同時入貢しているのは前年八月出發した董琬ら六輩の廻國遊說賜與の結果に外ならないことを示している。琬らの歸國は下述の如くこの九國入朝より八ヶ月後の同年十一月のことであるので、この九國は琬の歸國に先んじて來貢したものと解される。

呂思勉・兩晉南北朝史（一九四八）は魏書西域傳の魏使出使と九國來貢と世祖の通交不許可態度の矛盾を魏收の曲筆とし「此文之善於塗飾、眞可發一大噱、據本紀、鄯善之來在大延元年六月。粟特之來在八月、均在使出之後、世祖豈逆知其將至而欲不報、有司豈逆知其將至。而請勿抑其後來耶、曲筆獻媚如此。眞可謂穢史矣」と云っている。矛盾の點の指摘は要を得た表現であるが、しかし魏收として本紀に記した事項を何で西域傳で曲筆する必要があろうか。この前後矛盾は北史が魏書西域傳を收錄するに際しての錯簡に起因すると推測する。

2 a6 初、琬等受詔「便道之國、可往赴之」。琬過九國。北行至烏孫國。其王得朝廷所賜。拜受甚悅。謂琬曰「傳聞、破洛那・車舌皆思魏德、欲稱臣致貢。但患其路無由耳。今使君等既到此。可往二國、副其慕仰之誠」。琬於是、自向破洛那、遣明使者舌。烏孫王爲發導譯、達二國。琬等宣詔、慰賜之。

收書の原文であるが、文章爽明でないため從來、研究者をまどわすところがあった。琬は九國（上揭九箇國）招撫を主目的に派遣されたが、その他の地方でも到達可能の諸國には立寄るべしとの詔が出ていたので、特に破洛那（Ferghana）、

者舌（Sas）にまで出かけたことを述べたものに過ぎぬ。「琬過九國、北行至烏孫國」とある語にこだわって、九國の中から烏孫を除いて別の一國を算入したり、九國は不確定多數を表現した數字に過ぎぬと考えたりすることは妥當でない。文意は「琬は九國を過ぎたり。北行して烏孫國に至りたるとき」であって琬は九ヶ國に對する使命をすませたが、その九ヶ國の一國の烏孫國（この烏孫國が當時ナリンコルの本地にいたか、葱嶺中に退縮していたかは下述）に太延三年到着したとき（烏孫傳）、烏孫王がまだ後魏と交渉を持っていない破洛那國（Ferghana=シルダリア上流、ヴズベク共和國・フェルガナ州、タジク共和國・シナニナバード州地方）と者舌國（Shash=ヴズベク共和國 Tashkend 地方）に赴くことを勸めたので、董琬は自らフェルガナに、高明はシャシュに赴いたことを記したものである（琬らが烏孫その他の諸國に實際に到ったと見るべきことは、「第五世紀東トルキスタン史に關する一考察」（古代學一〇―一）で推論した）。

しかるに北史は「琬於是自向破洛那、遣使者」とし、明・舌の二字を脱している。高明が當時、車舌に到ったことは通鑑に「送琬、詣破洛那、明詣者舌」とあること、また實際に、高明らの訪問の結果と思われるところの破洛那と者舌兩國の同時入貢が「太延三年十一月破洛那、者舌各遣使朝獻、奉汗血馬（紀）」と見えていることによりて明らかである。北史にも最初は收書原文通り「遣明使者舌」とあったが、現行魏書成立後、北史に脱誤が生じたものに相違なく、現行魏書の方が正しく收書の文を傳えたものと考えられる。

2 b3 已琬①・明東還。烏孫・破落那之屬、遣使與琬俱來獻者⑧十有六國。自後相繼而不間于歲⑧。國使亦數十輩矣。

① 本紀に「太延三年十一月波洛那・者舌國各遣使朝獻奉汗血馬」とあれば、琬らの歸國、並に諸國使の同行朝獻は太延三年十一月ごろであったと考えられる。

② このとき來貢の十六國を具體的に列擧することは不可能である。下に董琬の報告として記されている「西域、自漢武時五十餘國、後稍相并、至太延中、爲十六國」（この句も果して琬の言葉か甚だ疑しい。當時西域が僅か十六國に統合されていたとは考えられない）とある十六國と對應する數字であるが、西域全土が太延中十六大國に分統されていたとし、また入貢の十六國がこの十六大國其ものであったとすれば、この年、波斯・大月氏・大秦等の國々も十六國の一として後魏に入貢した大事件である。しかし本紀にはそれ

を示す記事はない。おそらく董琬とともに入貢した國は、さきの九ヶ國に者舌・波洛那、それにその旁國の小國數國計十六國であったとせざるを得ぬ（1龜茲2悅般3焉耆4車師5疏勒6烏孫7粟特8渴槃陁9鄯善10破洛那11者舌12悉居半13遮逸國14額盾國15罽賓16迷密がこの年の前後に入貢している。これを十六國同時入貢と云ったものであろう）。

③ 董琬以後の西使派遣については、本紀は明記していないが、列傳に散見せられる。後述の柔然吳提可汗が西域諸國に對し魏使を恭奉すべからずと命じたこと、沮渠氏の鄯善攻擊時に天竺方面より歸っていた魏使が防戰に一役買った件、韓羊皮の件等である。

2 b6 初世祖每遣使西域。常詔河西王沮渠牧犍、令護送至姑藏。牧犍恒發使導路、出於流沙。後、使者自西域還、至武威。牧犍左右謂使者曰「我君承蠕蠕吳提妄說云『去歲、魏天子自來伐我。士馬疫死①。大敗而還。我禽其長弟樂平王丕。』我君大喜、宣言國中。又聞吳提遣使、告西域諸國②、稱『魏已削弱。今天下唯我爲疆。若更有魏使、勿復恭奉③』西域諸國亦有貳者。牧犍事主。稍以慢墮」、使還。具以狀聞。

文色、甚だ收書に似ず。且つ董琬の事蹟を中斷して、記述が前後している。李延壽が他書より採錄して挿入せしものが、現行魏書に殘留したものであろう。通志は、全般的に北史西域傳（書名を明記していないが）を採錄しているが、この一節がはぶかれているのも、その故であろう。或は後魏・崔鴻撰十六國春秋の文を北史が採入したものか。これと同文の抄略と思われるものを、通志が「載記類」に引いているのもその推察を強める。卽ち

元嘉十六年魏使者自西域還、至武威。牧犍左右有告使者者曰、我君承蠕蠕可汗妄言云、云々

と年時を明示した同文が見える。收書の文でないとしても、後魏史料としては注目に値する文獻である。

述べる所は太延五年北涼の沮渠牧犍が、吳提可汗の言を信じて、後魏は衰弱したものと考え國内に宣言したこと、可汗吳提が、西域諸國に後魏よりの使節を禮遇すべからざることを命じたの二事である。

① 吳提可汗が云う後魏の戰敗とは、前年太延四年、太武帝が蠕蠕を親征して利なく、漠北の大旱にあって多くの軍馬

を失って歸ったことをさす。他に樂平王丕が捕えられたことを記す記録はないが、この戰は後魏にとっては相當の損害であったと考えられる（拙考「後魏柔然表」上（東洋史研究一九―三）參照）。

② 北史、稱の字を缺く。後世における北史傳寫の際の誤落と考えられる。

③ 沮渠氏は西域諸國の後魏朝貢（通商）を全面的に妨害したのではない。これは、太延五年四月、鄯善、龜茲、疏勒、焉耆、五月遮逸國が入貢していることによっても知られる。沮渠が西域通商の上でとった對後魏背信行爲は、〈北涼問責十二條〉の中の

朝廷の志、懷遠に在るを知りて聖略に固違し、商胡に切税し、以って行旅を斷ぜる、罪の四也。西戎に揚言して自らを高うし驕大なる、罪の五也。……敵（蠕蠕）の全を欣び、我の敗を幸として王人を侮慢し、供禮を以ってせざる、罪の九也。王人を備防し、關要を候守し、寇讎の如くなる、罪の十二也

より推知できる。

3 a5 世祖遂①議討牧犍。涼州既平。鄯善國以爲「脣亡、齒寒。自然之道也。今武威爲魏所滅。次及我也。若通其使人。知我國事。取亡必近。不如絶之、可以支久」②乃斷塞行路。西域貢獻、歷年不入。後平鄯善。行人復通。

この條も董琬の事と前後し且つ記述に混亂がある。李延壽による他書よりの採錄であって、收書の文ではないと思われるが、重要な後魏史料たるを失わぬ。

① 後魏が太延五年（四三九）沮渠牧犍を討滅し、甘肅地方が魏有となったことをさす（本紀・崔浩傳等）。

② 鄯善が通商路妨害を實行したであろうことは、眞君元年（四四〇）以後、鄯善が討平せられるまでの五年間、本紀には粟特國の入貢一件が記されているのみで、西域諸國の入貢記事が絶無であることが物語っている。しかしこれが果して鄯善王の意志であったかどうか（換言すれば鄯善王が實際に、どの期間積極的に後魏に對する通商妨害をしたか）不明の點が多い。鄯善傳その他に記されている通り、眞君二年十一月、沮渠氏の殘黨である沮渠安周は鄯善をうち、鄯善王比龍は、丁度天竺・罽賓より歸って來た

後魏の使人と共に防戰したが、比龍は且末に逃れ、鄯善は沮渠の據るところとなったのであるから、通商杜絶はむしろこの混亂に因るところが大であったと見ねばならぬ（このことは鄯善傳の項で詳述する）。

このころ焉耆、龜茲にもまた中國使節團に對する抄掠があったことは、兩國の傳に見え、後魏の遠西諸國との通交に對する反對運動が他所にも起きていたことも杜絶原因に數えねばなるまい。これには、中繼貿易國間の經濟利害問題と蠕蠕よりの指示（この「勿復恭奉」）が影響していたのであろう。

③ 鄯善の平定、ついでその蠕蠕・吐谷渾支配下への編入については鄯善傳の項にゆずる。

3 a9 始琬等使還京師。具言凡所經見及傳聞傍國、云「西①域自漢武時五十餘國、後稍相幷、至太延中爲十六國」

括弧内二十二字全文を削除。

① 李延壽の北史編纂時における加筆で、且つ全く杜撰極まる一節である。琬の報告でもなければ、收書の原文でもない。前漢書の「西域以孝武始通。本三十六國。其後稍分至十餘國（續漢書・後漢書によれば哀平兩帝のころのこと）」を誤って引用し、これに太延年間入貢の「十六國」を全西域諸國の如く表現して附記したものに過ぎぬ。西域全土がただの十六國でなかったことは論ずるまでもない。（下掲魏書西域傳列載の六十餘國の記事とも矛盾する）

この北史の誤れる「十六國」に西域の國々のどれどれを振り分けるかにつき、これまで多くの考察が行われたが、北史のでたらめに振りまわされたものと云わねばならぬ。通典はこの一節を全く錄せず、下述西域の三域をのべたあとに「於是、貢獻者十有六國」としている。これでこそ意味の通じる文である。通典は收書の文をそのまま移錄したか、すくなくとも收書の言わんとした所をを正しく轉記したものであると思う。

3 b2 「分其地爲四域。自葱嶺以東、流沙以西、爲一域。葱嶺以西、海曲以東爲一域。者舌以南、月氏以北爲一域。兩海之間、水澤以南爲一域。內諸小渠長蓋以百數」

北史によって變改されたもの、收書の原姿を失っている。

通典邊防典西戎總序（底本、宮内廳圖書寮藏宋刊本）に見ゆる「〔琬〕還且言其地爲三域。自葱嶺以東流沙以西爲一域。姑墨以南月氏以北爲一域。兩海之間、水澤以南爲一域。三域之内、諸小渠長蓋以百數」を以って收書の原姿、またはそれに近いものとせねばならぬ。董琬の報告は、通典が傳えている通り「三域」であったのであるから、收書も「三域」として記載したに相違ない。董琬は彼の見聞の範圍内で、西方を、(1)葱嶺 Pamir 以東の Tarim 盆地諸國、(2)姑墨（Aksu）より月氏（Balkh）に至る Tadzhikistan Kirgizia の諸國、(3) Aral・Caspi 海地區の諸國に三大別したものと解される。然るに李延壽は北史を編するに當り、魏收が姑墨 Akusn 以南、月氏以北とするのは餘りに方角的に雜把であるので、これを者舌（Šaš・Tashkend）以南月氏以北に改め、且つ北史西域傳に漕國の如き Hinduknsh 南の國々の傳を增載したため、一域を增添し、葱嶺以西、海曲（Red-Sea, Persian Gulf）間を一域として增加したものに過ぎぬ。北史の文を移した現行本魏書のこの條は收書原文ではない。通典上掲文によるべきである。

西域三域に屬する各國の地理的比定は白鳥庫吉「大秦傳より見たる西域の地理」（「史學雜誌」四二―四、五、六、八）中の、北史の西域四域に對する考證による。なお、松田壽男「古代天山の歷史地理學的研究」（一七二頁）が、通典の三域分割法を妥當とし、董琬の報告もそうであったろうとしているのには、全く贊意を表する。ただ通典の三域は北史の四域から變改されたものとするのは、首肯できぬ。通典は收書を採錄したのである。

3 b6 其出西域①本有二道。後更爲四出。③自玉門渡流沙西行二千里、至鄯善爲一道。自玉門渡流沙北行二千二百里、至車師爲一道。從莎車西行一百里、至葱嶺。葱嶺西一千三百里至伽倍爲一道。自莎車西南五百里③葱嶺。西南一千三百里、至波路爲一道焉④」

通典またこの一節を董琬の報告として採錄しており、收書の文であること疑ない。ただ通典の文には、①「本有二道後」の五字なく、②四出を四道に作り③至葱嶺に作り、④文末に「於是貢獻者十有六國」の八字が附せられている。③は勿論通典が眞を傳えており④は本傳の琬の歸朝の條に出ているものを〔通典には琬の歸朝の條に十六國貢獻のことを記していないので〕ここに記しただけで問題ない。ただ①②は通典の方（「本有二道後」の五字の無いこと、四道に作ること）が、收書

の眞を傳えているのではないか。なぜなら、西域への二道は、兩漢のことで（漢書・後漢書の所記〈自玉門・陽關出西域、有兩道云々〉〈出西域諸國有兩道云々〉參照）、三國時代には三道となっている〔魏略の所記〈入西域、前有二道、今有三道云々〉參照〕からである。換言せば本傳が「本有二道」とするのは嚴密には誤であるからである。北史の附加ではないかと思われるが、然し逆に收書にも「本有二道」とあったが、杜佑が正確を期して通典では、この句を除去したのかも知れぬ。しばらく斷定を避けたい。要するに後魏時代は(1)玉門—鄯善國（Miran Charkhlik 地區）(2)玉門—車師（Jimasa）(3)莎車（Yarkand）—葱嶺（Pamir）—伽倍（Wakhan 東部）(4)莎車（Yarkand）—葱嶺—波路（Gilgit）の三出四道があったのであるから、通典の所傳を正しいとせねばならない。

4 a2 自琬所不傳而更有朝貢者、紀其名、不能具國俗也。其與前使所異者、錄之

魏書の原文と考えられる。

本傳中、董琬の報告に基けるものが何國と何國の傳であるとか、琬の報告後の朝貢簿によったものが何國と何國の傳であるとか、後年の西派使節の報告によったものが何國の傳であるとかについての、「推測」は本論では觸れない。該問題については船木勝馬・上揭下揭諸論文、松田壽男「古代天山の歷史地理學的研究」第二部四・五・六章を參照すべし。

4 a5 鄯善國都扞泥城①古樓蘭國也。去代七千六百里。所②都城方一里。地多沙鹵少水草。北卽白龍堆路。

① 船木勝馬・上揭論文は〈前代の國號を記すに、魏收書は「……故」とあるに對して、周書は〈鄯善、古樓蘭國。粟特國、古之奄蔡。波斯國、古條支國〉の如く「……古」と記しているのはその特色〉とし、この〈古樓蘭國也〉を周書記事の殘留としている。確かに、その疑は濃厚であるが、收書を引いたところの太平寰宇記には「魏書西域傳曰粟特一名溫那沙。古之奄蔡國」とあり、收書にも「古……國」の記法が存したと考えられ、且つ元來この一句は漢書の「鄯善國本名樓蘭」に基いたものであろうから、收書にもこの一句が無かったとは斷言できない。周書の文の疑ありとして置くが、斷定を避けたいと思う（以下「古……」の語ある諸國各條については同斷と解する）。

② 〈所都城……白龍堆路〉十九字は、周書に見える文であるので、船木氏上掲論文は收書の原文ではないとしている。確に周書は異域傳總序で「詳諸前史、或有不同、斯皆錄其當時所記」とあって周書は收書その他、前史に書かれていないもの、異同のあるものを記錄する立場をとっているから《周書に書かれていること》は、《收書の文ではない》ということに、論理的にはなり且つその傾向は強いと思われる。しかし、漢書のこの國の傳にも既に「地沙鹵少田」の語が見え、また白龍堆の名も見えていることに徵しても、この語を收書に百パーセント無かったものと斷ずることもできない。又、周書とて完全に前史になき事項のみにては、傳文を作成する上で體裁をなし難い場合もあるはずである。現行魏書に見える周書と同じ文章に對しては、その場合々々によって、收書の原文か否かを檢討決定すべきであろう。扞泥城の位置については從來論議のあったところであるが、現在のロプノールの西南 Miran 地區と考えられる。内田吟風「第五世紀東トルキスタン史に關する一考察（古代學一〇―一）。

宋雲が通過した鄯善城はこの扞泥城であったと考えられる。當時、ここは吐谷渾が占據し、吐谷渾王子が部落三千を率いて鎮していたと宋雲は記している。

4 a7 至太延初、始遣使來獻。四年遣其弟素延耆入侍

魏書の原文と考えられる。

北史「至太延初始遣其弟素延者入侍」に作る。しかし「太延元年六月鄯善遣使入貢、四年春三月鄯善王弟素延耆來朝（紀）」とあるに徵し、現行魏書への移錄後、北史に闕落誤字を生じたものと考えられる。

4 a8 及世祖平涼州。沮渠牧犍弟無諱走保敦煌。……其王眞達面縛出降。度歸釋其縛。留軍屯守。與眞達詣京師。世祖大悅。厚待之。是歲拜交趾公韓牧爲假節征西將軍領護西戎校尉鄯善王。以鎮之。賦役其人。比之郡縣。

右二百三十餘字（唐諱民―人一字を除き）全文收書の原文と考えられる。後魏帝が沮渠を破り涼州を平げ、甘肅を有したのは太延五年（四三九）である（世祖紀・崔浩傳）。その後の沮渠氏の鄯善占據、王の比龍の且末（Charchan）への逃

亡、後魏の鄯善擊降、王眞達の魏都留置等については内田・上掲論文（古代學一〇―一、一四―一八頁）參照。ただ後魏の鄯善支配が皇興四年（四七〇）ごろには、はやくも後魏よりはなれ、蠕蠕ついで、高車、吐谷渾の支配下に入ったに不拘、本傳がそのことに全く觸れていないことは、本西域傳記述の全體について、その年時下限及び記載傾向を暗示する事例と云うべきである。

なお鄯善は漢代の樓蘭國の後身であり、その樓蘭がギリシア、イラン系文明をもつ國であったことは、近時における考古學的發見の示すところであるが、すでに東晉の法顯の所傳では鄯善は「俗人衣服粗與漢地同、但以氈褐爲異」とあり、のち中國化したことが推察せられる。後魏時代の人口數は不詳であるが、法顯の時には僧侶のみにて四千餘人を有したこと、安周を避けて且末に走ったこの國民の半を宋書は四千餘家と記していること、また宋雲時には吐谷渾三千が駐屯したことから見て、相當數の人口を擁していたことは推察できる。

5 a3 且末國。都且末城。在鄯善西。去代八千三百二十里。眞君三年鄯善王比龍避沮渠安周之難。率國人之半、奔且末。①後役屬鄯善。

この一節、收書の文と考えられる。

① 且末（Charchan）がのち鄯善に服屬したことを云ったものと解される。通志には「率國人之半奔且末。爲且末所役屬」とあれば、比龍は一時は亡命者として且末の支配下にあったのであろうが、その後、結局、且末は鄯善に役屬することになったと解される。魏書の記例、〈西域康居于闐沙勒安息及諸諸小國三十許、皆役屬之（嚈噠）、號爲大國〉〈朱居國役屬嚈噠〉より見ても、この〈且末〉後役屬鄯善〉は、〈且末のち鄯善に役屬す〉と讀むべきである。

通志及北史且末傳には混亂があり、例えば周書・通典・寰宇記に見える鄯善國王の兄鄯米の西魏入貢を、誤って且末の事としている。なお梁の普通五年（五二四）且末王安未深盤が、梁に遣使しているに徵すれば、このころは鄯善の支配下を脱していたものであろう。

5 a5 且末西北方①流沙數百里。夏日有熱風、爲行旅之患。風之所②至、唯老駝③豫知之、④卽鳴而聚立。埋其口鼻於沙中、人每以爲候。亦卽將氈擁蔽鼻口。其風迅駛、斯須過盡。若不防者、必至危斃。

この條、周書と殆全同（ただ①方、有に作り、②所、欲に作り、③豫の字無し）。周書の文を殘留せるものか。ただし、

隋書吐谷渾傳も亦この句を存し（④則引項而鳴聚立に作る）、收書にかかる一節が無かったとは斷じ難い。

なおこの國に關する後魏史料としては、宋雲行記の左末城「城中居民可有百家。土地無雨、決水種麥、不知用牛。耒耜而田」の記載があり、水經注「種五穀、其俗略與漢同」の記載等がある（漢書には「有蒲陶諸果」と見える）。尙、梁書は且末の風土を「土人翦髮著氈帽小袖衣。爲衫則開頸縫前。多牛羊騾馬」と記しておるが、これまた當時の史料と云い得る。宋雲のときには百戶ほどの人口があったとあるのに、玄奘の通過時には「至折摩駄那國、卽沮末地也。城郭鬱然、人煙斷絕」とその殆ど廢墟化したことが書かれているとともに、往年の城郭の様を敎えてくれる。

5 bi ①于闐國在且末西北。②葱嶺之北二百餘里。③東去鄯善千五百里。南去女國二千里。去朱俱波千里。北去龜茲千四百里。去代九千八百里。其地方亘千里連山相次。

周隋書の文を含んでいる。

① タリム盆地南邊の Khotan 和闐地區にあったイラン族系の國（廢址今 Yötkan 村にある）。原名はインラ語の強力の意味をもつ Hvatäna であったと考えられる。

hvatänarre=the Khotanese King, hvatäna-Ksira=the Khonanese realm, hvatanan=in the Khotanere (language), hvatana=the Khotanese (people) 等の語を根據とした R. E. Emmerick. Names from Central Asia, (CAJ 12) の所說及び E. G. Pulleyblank: The consonantal system of Old Chinese, AM. 1963. の所說參照。

于闐・于遁・屈丹はその音譯（渙那・漢那は中間音 -ta- の省落）である。于闐を以ってこの地に對するサンスクリット語型の雅名 Gostana の音譯と見ること、又チベット語を以って解せんとすることは誤であろう。

② 葱嶺（この場合は崑崙山脈をさす）之北二百里の句、周書の文に類する。

③ 東去鄯善千五百里……北去龜茲千四百里の句は隋書と同じであり、且つ女國、朱具波は明かに隋書の用いはじめた國名である。この二節は周・隋書の文の殘存と見ねばならぬ。ただ

後魏世、于闐國使來云。其國見在且末西北、葱嶺之北二百餘里。東去鄯善千五百里。南去女國三千里、去朱俱波千

里。北去龜茲千四百里。去代九千八百里。疑卽漢時舊治也

との通志の記載によれば、この地理知識は後魏時代、于闐人によりてもたらされたものである、と見ねばなるまい。周隋兩書は魏書の採錄しなかったものを「詳諸前史、或有不同、斯皆錄其當時所記」（周書異域傳總序）の立場から採錄したものと解される。

5 b4 ①所都城、方八九里。部内有大城五、小城數十。于闐城東三十里。②有首拔河。中出玉石。土宜五穀幷桑麻。山多美玉、有好馬駝騾。其刑③法殺人者死。餘罪各隋輕重、懲罰之。自外風俗物產與龜茲略同。俗重佛法。寺塔僧尼甚衆。王尤信尙。每設齋日、必親自灑掃饋食焉

① 所都城以下十四字、周書の文。

② 首拔河は、首枝河の誤寫で、今の Khotan より北流する Yurung Kas, Kara Kas に當り、そのチベット語名 Sel-ču（玉河）の漢字音譯（白鳥庫吉「大月氏考」西域史研究上二四七頁）。

③ 其刑法以下五十字、周書の文。

6 a1 城南五十里有贊摩寺。卽昔羅漢比丘盧旃爲其王造覆盆浮圖之所。石上有辟支佛跣處。雙跡猶存

全文、周書の文（ただ跣を周書は趺に作る）。ただし後魏の宋雲惠生の行記に

于闐王不信佛法。有商胡、將一比丘（bhikṣu）名毗盧旃（Vairocana 遍照）、在城南杏樹下。王聞忽怒。卽往看毗盧旃。旃語王曰「如來(Tathāgata) 遣我來、令王造覆盆浮圖（stupa）一所、使王祚永隆」（下略）

と詳しく、この寺の建立の由來を述べ、且つ

其中有辟支佛（Pratyekabudaha）靴云々

と述べ、また水經注にも、この地の人が辟支佛の足跡のことを云うて「寺中有石韡、石上有足跡、彼俗言是辟支佛跡」と記しているに徵せば、于闐のこの佛跡については、後魏人のよく知るところであったことは疑ない。ただ魏收はこれを錄

しなかったので、周書が採録したのであろう。

ただ賛摩寺（Tsar-ma Samghārāma 大伽藍）の名稱は上の宋雲行記・水經注二書に見えず、後魏以後の知識によって周書が記したものの如く解される。

6 a3 ①于闐西五里有比摩寺云是老子化胡成佛之所。俗無禮義、多盗賊淫縱。②自高昌以西諸國人等深目高鼻。唯此一國貌不甚胡、頗類華夏。

① 于闐以下二十六字は隋書、②自高昌以下二十二字は周書の文章である。ただし前條同様、通志によれば、後魏の世における于闐國使の言葉（ただし俗無禮義、多盗賊淫縱の九字を闕く）に基いたものである。魏書の錄しなかった記錄を、隋書が採錄したものと思われる。比摩寺の一條が魏書に存しなかったであろうことは、宋・謝守灝編「混元聖紀」所載の、唐の守秋官侍郎上柱國劉如璿の議狀に老子化胡說を眞とし、「皇朝實錄云于闐國西五百里有毗摩迦藍、是老子化胡之所建」と謂い、又弘文館學士員半千の議狀にも、「謹按范蔚宗後漢書襄楷傳・魏略西戎傳・兼北史西域傳及周隋十餘家書傳、并云老子西入流沙、皆稱化胡」と謂って魏書を擧げていないことからも裏づけせられよう。

「西五里」を隋書は「西五百里」に作る。「深目高鼻唯此一國」を周書は「多深目高昌以東此一國」と誤っている。なお「高昌以西」を通志は「高車以西」に作る。寶字記は高昌に作る。

6 a6 城東二十里有大水。北流。號樹枝水。卽黃河也。一名計式水。城西五十五里。亦有大水。名達利水。與樹枝水會。俱北流。

傍線の二節を削除。

周書に「城東二十里有大水。北流。號樹枝水卽黃河也。城西十五里（北史亦十五里に作る）亦有大水。名達利水。與樹枝水俱北流。同會於計戎」とあり、北史が周書より採ったものであり、收書の文でないこと明らかである。これは上揭收書の文にすでに「于闐城東三十里、有首拔河、中出玉石」とあって、この文が同じことを重複して述べていることからも

明らかである。

重複して述べていることは、通典注に「名首拔河亦名樹拔河或云卽黃河也」（拔は枝の誤と考えられる）あって首枝河＝樹枝河なること明らかであるからである。首枝・樹枝は今の Khotan より北流する Yurung Kas, Kara Kas に當り、ともにチベット語の Sel-cu（玉河）の漢字音譯なること、また達利水の Tarim の音譯なること、白鳥庫吉「大月氏考」（「西域史研究上」二四七）の說くところである。

なお現行周書に一名計式水（計戍の誤字か）の見えざるは、周書→北史→後魏書移錄後における周書の脫誤で、收書の原文ではないかも知れぬ、と考られる。計式・計戍はテュルク語の Kaś の音譯なること、また白鳥・上揭書に推論せられている。

6a8 眞君中、世祖詔高涼王那擊吐谷渾慕利延。慕利延懼驅其部落、渡流沙。那進軍急追之。慕利延遂西入于闐、殺其王。死者甚衆。

魏書の原文である。本紀によれば、眞君五年八月、吐谷渾征討は開始され、六年八月、吐谷渾慕利延は逃れて于闐に入った（四四五）。

吐谷渾傳によれば、このとき于闐に入った慕利延は于闐王ら數萬人を殺し、南の方、罽賓（Kashmir）までも征討している（通志は南破罽賓に作る）。ただ通典には罽賓について「南依罽賓」とあって、それであれば、むしろ Kashmir 人の力にたよって、魏軍防禦をはかったと考えられる。この點は斷定し難いが、吐谷渾は翌七年（四四六）には舊土である青海地方に歸っているから（吐谷渾傳。通鑑）、「征」より「依」の方に蓋然性は多い。

6b2 顯①祖末、蠕蠕寇于闐。于闐患之、遣使②素目伽上表曰西方諸國今皆已屬蠕蠕。奴世奉大國。至今無異。今蠕蠕軍馬到城下。奴聚兵自固。故遣使奉獻。延望救援……朕今練甲養率、一二歲間、當躬率猛將、爲汝除患。汝其謹警候、以待大擧、③先是朝廷遣使者韓羊皮使波斯。波斯王遣使獻馴象及珍物。經于闐。于闐中④于王秋仁輒留之。假言慮有寇不達。羊皮言狀。顯祖怒。又遣羊皮、奉詔責讓之。自後每使朝獻。

全文二百六十餘字魏書原文と考えられる。

① 通鑑は、この請援を皇興四年（四七〇）に繫けている。

② Sumukha?（E. Chavannes: Voyage de Song Yun, p. 394）

③ 後魏の援兵を得なかった于闐は以後、蠕蠕の衰退のはじまる五〇七年ごろまで蠕蠕の支配下に入っていたものと推察される。そのころまで于闐の後魏入貢は杜絶している。Liṅji-Yul Lun-bStan-Pa（寺本婉雅譯・于闐國史）に〈Yija-yasaṁbhava 王より Jayadharma 王の間、外國の侵入をうけ國民辛苦した〉とは、このような吐谷渾・蠕蠕等の支配をさしたものであろう。

④ 于闐中于王の意味不明。通志は于闐王に作る。

なお後魏時代の此國の人文史料としては宋雲行記の于闐國習俗記錄、水經注の「其國殷庶、民篤信、多大乘學、威儀齊整、器鉢無聲」（ただし東晉法顯傳の文と極似）等がある。梁書もまた風俗を詳述している。

ただ宋雲行記末文に案于闐境東西不過三千餘里の一句がある。于闐は漢時には戶三千三百、口萬九千三百。後漢時には戶三萬二千、口八萬三千の大國であり、東晉法顯の行記には其國豐樂人民殷盛、衆僧乃數萬人とあって、其大國であることは否定できぬ。もっとも人口に比して沃土の少かったことは唐の玄奘の「墨薩旦那國（Gustana— 于闐）周四千餘里。沙磧大半、瘠土隘狹」より推察せられる。宋雲の語は于闐の繁榮に比して存外領土の廣くないことを云ったものであろう。

7 b6 蒲山國。故皮山國也。居皮城。在于闐①南。去代一萬二千里。其國西南三里。有凍凌山。後役屬②于闐。

魏書の原文。

① 漢代等の皮山國を現在の Guma（皮山 Pishan 縣治）に比定するを通說とするが、少くとも後魏のこの蒲山國は于闐の「南」にあり、且つ山（高山?）に近いことを考えれば、Gumaに非ざることは明らかである。Khotan の南 Yurungkash の上流 Nissa, Karanghu, Pisha の地域にあったものであろう。現在の小村 Pisha 皮沙は、皮城（魏略の皮冗）の名を留めたものか。「故……國」なる語は、國家の政治的歷史的系統をさしたものであるから、必ずしも「故……國」とあればとて、同一地點に存在したことを云ったとは限らぬ。タ―リム諸國においては、オアシスの廢絶新出によって、都市國家の移動が屢々あったことを考慮すべきである。要するに、「故……國」とあることに、地理的に拘われてはならない。

その時々の地理的記錄によって、その位置を考定しなければならぬ。凍凌山は皮沙・喀蘭庫の近南 Muztagh. Chelpanglik 山であろう。丁謙・魏書外國傳地理考證その他は蒲山國を今の皮山 Guma に比定せんために、この魏書の文中の「于闐南」を「于闐西」に、「西南三里」を「東南三百里」に讀みかえているが、全く理由のない武斷な變改と云わねばならぬ。

② 魏略に「戎盧國・扞彌國・渠勒國・皮冗國皆幷屬于寘」とあり、唐書于闐傳には「幷有漢戎盧・扞彌・渠勒・皮山五國故地」とあり、後魏のときのみでなく、恐らく常に于闐に役屬していたと見るべきであろう。

7 b3 悉居半國故西夜國也。一名子合。其王號子治呼犍。在于闐西。去代萬二千九百七十里。太延初、遣使來獻。自後貢使不絕。

魏書の原文。

① Karghalik にあった小國（Chavannes: op. cit. pp. 397～8）で漢書以後、西夜、朱俱波・朱駒波・斫句迦・朱居半・朱居等の文字にて諸書に見え、特に朱居は魏書掲載諸國中に第五十四番の國として〔誤って〕重出再記せられていることを注意すべきである。

② 漢書に「西夜國、王號子合王、治呼犍谷」とあるのに照し、漢書の句を援用して且つその脫誤をしたことがわかる。悉居半は西夜子合の複合國家であったのであろう。（後漢書では西夜は口萬餘、子合には口四千とある）

後魏時代のこの國の人文史料としては、宋雲行記の「朱駒波國人民山居、五穀甚豐。食則麵麥、不立屠殺、食肉者、以自死肉。風俗言語與于闐相似、文字與波羅門同。其國疆界可五日行遍」、水經注の「無雷國俗與西夜子合同。依耐國俗同子合、蒲犂國俗與子合同」（但し漢書にほぼ同文が存する）等がある。

7 b6 權於摩國。故烏秅國也。其王居烏秅城。在悉居半西南。去代一萬二千九百七十里。

魏書の原文であるが誤が存する。太平御覽七九七所引後魏略（書の訛誤）曰權烏摩國、故烏耗國也。其王治烏耗城。西接

悉居半國西南。去代一萬二千九百七十里（册府元龜九五八同文）が原姿であろう。

代都よりの距離がカルガリクの悉居半と全同の一萬二千九百七十里（勿論これらの數値は極めて粗荒で、粁に換算することは殆ど意味なきも、しかし同數字を擧げていることは注意せねばならぬ）であることに徵すれば、現行本魏書に訛誤があり、御覽所引を正しい魏書の文とせねばならぬ（現行本魏書の言う如く權於摩國が悉居半の西南に在るならばどうして代よりの距離が全同であり得ようか）。今、御覽所引の魏書の原文によりて、檢討すれば權於摩國は悉居半（Kargalik）の國土の西南部の東にて境を接していたことを知る。これらよりして、權於摩國は、〔法顯の於麾國（住此（子合）十五日已、於是、南行四日。入葱嶺山、至於麾國）、漢書の烏秅國と同じで〕Kargalik の南なる Kokyar Mumuk 地區にあったと斷ずることができよう（漢書には戶四百九十口二千七百三十三とある。なお御覽所引文を「代より西南に去る一二九〇里」と解することは、本傳全記載例より見て不可である）。

兩漢書の烏秅（後漢書の烏耗は秅の誤とする）及び後漢書の德若國が同一地であること、その位置については、白鳥庫吉「西域史上の新研究」及び「條支國考」に詳論せられている。なお同研究は、西夜等を氐羌の行國とし、於摩をチベット語の石 yúma に比定し、西夜子合と共にチベット族の國と推定する。

なお通志烏秅傳には「後魏時、又謂之於摩國云」とあるに對し、通典には「後魏又通、謂之於摩國」とあり、後魏時にも權の字無しに呼ばれることがあったのでないかと思われる。

7 b8 渠莎國居故莎車城。在子合西北。去代一萬二千九百八十里。

魏書原文。太平寰宇記一八一疎勒國の條には「後魏書西域傳云渠莎國理故莎車城也」とある。渠莎は玄奘慈恩寺傳に見える烏鎩と同じであり、漢以來の莎車（すなわち今の Yarkand）にあった國と見るべきことは、白鳥庫吉「西域史上の新研究」の論ずるところである。

漢時の莎車は戶二千三百三十九、口一萬六千三百七十三の大國であり、活潑な政治活動をした。後魏殆どその存在を示していないのは何らかの理由があったのであろう。恐らく戶口等にも減少があったと考えられる。

8 a1 車師國、一名前部。其王居①交河城。去代一萬五十里。其地、北接蠕蠕。本通②使交易。世祖初、③始遣使朝獻。詔行人④王恩生許綱等出使……許綱到敦煌病死。朝廷壯其節。賜謚貞。

百餘字全文魏書の原文である。

① Turfan 地區の Yarkhoto（漢書は戸七百、口六千五十、後漢書は戸千五百餘、口四千餘と戸口に移動があり、果して後魏時の戸口は幾何か、後考を要する）にあった車師國の後魏時代の傳。車師の後身、高昌國傳を魏書が氐蠻傳（卷一〇一）に收めている理由は未詳で後考をまつ。

② 後文との關係から見て「不」の誤か。但し北史も「本」としている。

③ 世祖の太延元年はじめて後魏に遣使入貢している（本紀）。魏書高昌傳と照合するに、このとき自署高昌太守闞爽なる者があった。この者の入貢に相違ない。

④ 王恩生らの奉使については、さきに總序のところで考察した。

8 a6 初、沮①渠無諱兄弟之渡流沙也、鳩集遺②人、破車師國。眞君十一年車師王③車夷落遣使琢進薛直上書曰……。於是、下詔撫慰之、開焉耆倉、給之。正平初、遣子入侍。自後④每使朝貢。

百七十餘字、全文魏書の原文。

① 沮渠氏の車師攻擊については松田壽男「古代天山の歷史地理學的研究」一三七―一九六參照。

② 北史の唐諱を殘している。收書原文は遺民であったに相違ない。

③ 車夷落は車伊洛として魏書に專傳があり、また唐和傳にも多く彼の事が述べられている。それによれば、彼は元來焉耆人で焉耆東境の部落酋長であり、車師の人ではない（通志には爽子車夷落とあるが鄭樵の筆の勢で書かれた出たらめであろう）。延和中（四三二―四三四）に後魏より前部王に封ぜられているが、もとより實際の車師王ではない。後魏の傀儡として車師を攻めたり、焉耆を攻めたりしているが、眞君十一年（四五〇）、沮渠安周に擊破されて焉耆の東境に退

縮し、正平二年（四五二）後魏に亡命したのである。眞君十一年の沮渠氏の車師占據（全滅ではなく、襲奪據之）の時の車師の君主は（車夷落でなく）やはり闕爽であったことは高昌傳に明記されている（沮渠を追出して蠕蠕の車師支配時代になると、闕伯周が王となった）。

④ 松田博士上掲書・一九六頁は車伊洛の沒落を以って車師國の潰滅と解したので、滅亡した國が朝貢するわけがないと云い、この「自後每使朝貢」を以って魏書の、朝貢記錄等における《不實記載》の有力な一例としたが、上述の如く車師國は《滅亡》したのではなく、むしろ車夷落の如き外國系異分子が排除され、從前の闕氏王朝が復活、高昌王國として再出發し、以後、高昌として後魏との通交（遣使朝貢）は盛であったので、この自後每使朝貢を以って直ちに不實の記載とすることは適當でないと考える。